



公立女子大に男子は入れない？

「公立女子大行きたい男性、出願不受理は違憲と提訴へ(11/15)」という記事があった。さて皆さん、どう思う？ 法学部を目指す人は、小論文のつもりで考えてみよう。

*

福岡女子大に入学願書を受け付けてもらえなかった男性が大学側を相手取り、受験生としての地位確認を求めて訴えを起こす。女子大に男子は入れないのか。「男性を受験させないのは法の下での平等をうたう憲法14条に反する」 年内に提訴する福岡県に住む20代の男性はこう主張する。不受理決定の無効の確認と慰謝料50万円の支払いも求めるといふ。

訴えによると、男性は今年、栄養士の免許を取るために福岡女子大(福岡市)の食・健康学科の社会人特別入試に出願したが、不受理とされた。福岡県内の国公立大で同様のカリキュラムがあるのは同大だけで、男性は「公立に進めないと経済的な理由で資格取得を断念せざるを得ない」。入学願書の不受理は憲法14条や26条(教育を受ける権利)、教育基本法にも反しているとしている。

男性側は「運営に広い裁量が認められる私立ならともかく、国公立の教育施設が受験資格に性別を設けるのは不当」とする。男性の代理人を務める弁護士によると、国公立女子大の違憲性を問う初の訴訟になる見通しという。

福岡女子大の担当者は「県立女子専門学校としての開校以来、91年にわたり女子教育を進めてきた歴史や理念がある。今後も女性リーダーの育成を目指した教育を進める」としたうえで、訴訟については「きちんと対応したい」と話す。

国公立のほかの女子大ではどうか。

お茶の水女子大(東京都文京区)にも5年ほど

前、男性から受験の問い合わせがあった。「入学資格は女子に限る」と説明し了解してもらったという。やはり出願資格を女子に限っている奈良女子大(奈良市)の担当者は「男性から出願があっても従来通りの対応になる」という。過去に男性からの出願があったかどうかについては「ただちには答えられない」としている。

一方、群馬県立女子大は「過去に男性の受験希望者はいなかった」(担当者)。今後も出願資格は女子に限る方針だ。かつて女子大だった高知県立大の担当者も「当時、男性からの受験希望は記憶にない」。ただ、有識者らから「県内の大学数が限られる中、女子大がさらに男性の進学機会を狭めている」などの指摘もあり、2011年度からの共学化を決めた。

文部科学省に聞くと、少なくともこの10年、女子大への男子の出願など性別と大学入試をめぐる問い合わせは、大学からも受験生からもなかったという。ただこんな例を教えた。九州大は2010年3月、12年入試から、理学部数学科で後期日程の定員9人のうち5人を「女性枠」にする、と発表した。優秀な女性人材の育成がねらっていたが、「法の下での平等に反する」「入学した女子学生の精神的な負担にならないか」といった声が寄せられた。発表から1年余り後、女性枠は実現しないまま取りやめが決まったという。同省で大学の基準などを担当する職員は「受け入れる人材をどう設定するかは各大学の判断。国が積極介入するものではない」と説明。出願資格を女子に限る女子大についても同様の認識だ。「現在行われている大学入試で、法令違反があるという認識はなかった」とする。

(朝日新聞、11月25日)